

も、恐れながらこれは条件でございますけれども、とにかくにも四月一日の移管ということについてはあります。しかしながら、この条件というのは恐れながらあるというふうな質のものなのです。そこを、前回も質問に出てきましたけれども、何となく僕はこの四条件が整ったので、移管ということにいったのかと、一瞬思ったのですが、前回の臨時会もそうですが、答弁の最後のところで要望であるというふうな、今も聞けば要望なんです。そこはちょっとはつきり意見を伺いたいと思います。つまり都のどの前提の条件なのかということは知りたいというふうに思っています。

○市長（田村匡雄君） 遠藤議員さんの御質問に、自席からお許しをいただきまして、御答弁申し上げます。

ブルーインパルスの曲技飛行の件でございますけれども、先ほど御答弁申し上げたように、ブルーインパルスは曲技飛行というか、子どもの考えとしたならば、やはり日米親善友好のために招待されました飛行展示の一環というふうに考えておりまして、一年に一日か二日だというふうなこともございますし、また昼間であるというふうなことから、そのように考えておるわけでございまして、ぜひひとつそのように理解をお願いしたいと思うわけでございます。それからE2Cの件につきましては、この件については夜間も非常にありますし、低空でございますし、それから非常に日数も長ございますので、また一日のうちに四時間ぐらいでございますか、時間も相当長くなっておる、そういうようなことがございますので、今後も引き続きこの件については飛行中止の要請をしていくつもりでございます。

指紋押捺の件でございますが、この件につきましては通達を尊重いたしまして、今までの方法で都の指導とか、あるいは各市の状況を見ながら処理をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○教育次長（須崎 進君） 就学児健診についての再質問にお答え申し上げます。

拒否者というお話でございまして、行き過ぎはなかったかというふうなことでございますけれども、遠藤議員さんも御案内のとおり、学校保健法におきまして、市の教育委員会は区域内の住所を有する就学に当たってその健康診断を行わなければならないという規定に基づいて、私どもは御通知を申し上げて就学児健診をしていただいているわけ

でございますけれども、今お話のありました一人の方につきましては、この方が十一月の二十一日に就学児健診を実施の予定でございましたが、欠席のため電話を申し上げたのですが不在ということでございます。なお十一月の二十二日に自宅へお電話申し上げまして、その時点では拒否という考えは見受けられなかったという担当者の考えでございますが、その後日程がまだ二十六日、二十八日もございますので、説明を申し上げます。就学児健診を受けるよう御依頼を申し上げたわけでございます。その後、十一月二十五日には拒否の意思表示をされたわけでございます。そういうことの中で、必要について御説明を申し上げまして後の日程等を申し上げたわけでございますが、二十六日の他の学校については欠席をされております。その後、最後の健診日につきましても最後でございますのでということでお電話を申し上げたわけでございますが、健診には欠席をされたというふうな方でございます。

それから、他市へ行った方の一名については、いろいろと事情があるようでございまして、よく内容がわからないわけでございますが、そういうような状況でございます。

それから、仮称熊川地域体育館の問題についてでございますが、指導等今後の問題でございますが、非常に御指摘になりましたような点もあるかと存じますが、今後慎重に検討をしてまいりたいというふうなことでございまして、先ほど申し上げましたように、そういったものの方向づけが決まりましたら議会に御報告を申し上げたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと存じます。

○福祉部長（生子国利君）

最後の都立保育園の関係につきまして御答弁申し上げますが、前回の議会でもお話し申し上げて、要望につきましては議会と相談した上において要望事項を出すということになっております。したがって、今回の議会で私の方は御相談申し上げて要望を出したいと。今は要望につきましてはまだ出しておりません。したがって先ほど市長が申し上げました要望事項については、まだ正式な要望はしておりませんので、今回決まりますれば文書をもって正式に要望すると。それからその要望に基づきまして、これを全部履行してもらうという考え方で進めます。したがってそれが正式回答がありますれば、協定を結ぶという段階になるわけです。したがって、今の経過はそのところまでできています。以上です。

二つほど残った質問をしたいのですけれども、まず第一番目には、横田基地のブルーインパルスの問題では、要するに市長は夜間もやったり時間も長いようなものに関してやはり困るんだと。それで展示なのだからいいのだというわけですね。ところが、展示物が音を出すというのは聞いたことがないのです。音を出す展示物もあるのでしょうか、展示というのは置くのが展示であって、空をブンブン飛ぶのが展示だというのは解釈の相違にでもちょっとひと過ぎると思うのです。飛行機がボンと置いてあるのならそれはそうかもしれないけれども、現実には物すごい騒音だったわけでしょう。そういうようなものも、しかし、日米親善友好なのだということで、これは福生市民の親善友好ではないのではないですか。福生市民は空を飛んでいるのは見たけれども、音を置いていかれたわけで、みんながみんな喜んだのかというふうに思っているのですか。市長はそこを最後に聞かせてください。

つまり福生市民はみんなブルーインパルスが空に赤い丸をかいったり白い丸をかいったりするのを喜んで見ていたというふうに思っているのかどうかということを伺いたいと思います。五万三千何百人いるかもしれないけれども、僕は喜ばなかったですよ。それで親善なのだから理解せいといっても、それは理解できないです。来年以降そういうようなことがあれば僕は断固ブルーインパルスなどの非常に危険な、しかも市長だってわかっていると思うけれど、浜松では人の見ている前で落ちたのですよ。そういうようなことで、あちこちの自治体からもさんざん締め出されて、おれのところもいやだ、私のところもいやだって言われて、ことしは一体何回ブルーインパルスは展示飛行をやっていると思いますか。片手ぐらいの分しかないのですよ。両手もいかにぐらいなのですよ。つまりそれだけでできないわけです。福生は喜んで、展示だから来てくださいと。ワーツと来るわけです。逆に言う、とても珍しいから客が集まるのです。何を市に落とすわけではない、そんなお客様のために、僕は市長が理解をしてほしいというのがちょっと解せないことだと思うのですけれども、そのところを最後に伺っておきたいというふうに思います。

それからもう一つは外国人指紋押捺の通達をそんちいすると。今までのことかということか、つまり都の指導や各市の状況を見ますという、各市の状況というのはどこの状況を見るかというふうに思うのですが、では町田の状況は見なかつ

たりするわけですね。例えば、市によっては告発しないのだということをやまだに言明しているところもあるわけです。それからいえば各市の状況などというのはやはりおかしなことであって、都の指導に従うというのは構いませんけれども、通達を尊重するのだと。つまり告発行為などについては尊重するのだというふうな理解でよろしければ、それでよろしいというふうに思っています。

それから就健についてはそういうことだと思しますので、わかりました。

それから熊川の体育館ですが、僕はここでやはり教育委員たる教育長に伺っておきたいのですけれども、地域の体育スポーツ振興という、地域教育というのもいいと思うのですけれども、そのような形については、スポーツ振興ということを考えたとしても、一体どのようにお考えなのかということをお伺いしたいのです。

つまりそれが恐らくは検討していく中の基本になると思うのです。それで須崎次長から、今後の問題で慎重、慎重って言っていますけれど、中身は全然聞いていないわけで、どの方針でいきたいのか。つまり社会体育をやっていく場合に、教育としての体育ですね。社会体育も含めてそうですけども、それはどのような形で指導していくということをお考えしているのか。あるいはどのような形で教育委員たる教育長は地域スポーツ振興に対する考え方を持っているのか。それは体育館をどのようにこれから運営していくかという非常に基本の問題になると思うのですけれども、そこをぜひはっきり伺いたいというふうに思っています。

それでいろんなことがあると思うのです。地域に根ざす体育活動、教育活動であるとか、あるいは医学的には予防医療の問題であるとか体力づくりとかということが今までずっと必要なことはあったと思うのです。体育振興という問題からいえば、やはり地域での体育は大変重要な問題だと。教育的な見地から大事だと思っているわけです。その意味から言いまして、運営をしていく教育委員会、それで、教育長はそのところについてはどのような基本的な見解を持った上で、今後の問題として慎重に審議をしているのかということをお伺いしたいというふうに思っています。

せっかくいいものをつくらうといういろいろな方が努力をしているわけですから、その中身を、例えば府中市のように

メンテナンズ会社に指導者まで任すというようなことが、僕はあってはならないことだというふうに思うのです。できるだけ教育委員会の責任で、言ってみれば市の責任で、地域体育の指導ということができるのが、やはり最も望ましいことだと僕とっているのですが、その辺はどのようにお考えかということをお伺いしたいと思います。

それから都立保育園のことは、要するにちょっとあわてて聞いたのです。つまり議会に相談して要望を出すのだから、議会が要望が決まらなければ出ないわけで、そのことからいうようになるほどつまりまだ要望は出していないというのはよくわかりました。しかし、少なくともこういう四条件があるからこそ、全体としては意見の一致というか移管に関する条例はつくりましょうということになったわけですから、市長さんに伺いたいのは、全部の条件をイエスを出してもらわなければ協定というのは結べないことになりませんか。そこは非常に重要な問題だと思うのです。

つまり言ってみれば、こちらの条件はこういうものが準備されているから、だから移管にいくのだぞという形で熊川の問題、それからあるいは福生の用地の問題まで含めて、それまでのつまり超過負担の問題も含めて議会では考えただけですね。伺ったわけですから。その条件は、実はそのうち二つでも三つでもいいのだということではやはり移管にならないと思うのです。しかしなおかつ市の方は、市のお知らせその他で移管になりますということをはっきりうたっているわけでしょう。手続上しうがないことがあるのです。

つまり当然措置児のための申し込み受付があるわけですから、そういう日程も加味した上で考えてきたことだというふうに思っているのです。それからいえば、市のお知らせには移管になるというふうに書いてあると。しかし、移管の条件は整っていないということとは、どっちが間違いかということになるでしょう。多分それはお知らせが間違えていることになると思いますけれども。市民の人は、もうこれは移管が決まったのだというふうに思うわけです。もう東京都に約束してしまったのだと思うけれど、まだ約束していないわけでしょう。そこはどういうふうにするおつもりなのかということ、最後に伺いたいと思います。

○市長（田村匡雄君） 自席からお答えいたしますが、ブルーインパルスの問題につきましては、確かに私も騒音については悩まされているわけでございますけれども、先ほども申し上げたとおり、時間的にも非常に短いし、福生

市民の大多数の皆さんが、またこの近隣市町を含めて大多数の皆さんが、やはりああいう飛行機を見たいという人が大勢いるのではないかと判断をいたしました。それにはやはり飛行機の安全とか全部いるんなことで出してあるわけでございます。そういうことでございますので、ぜひひとつ御理解をお願いしたいと思うわけでございます。

それから保育所の件につきましては、私どもの要望が全部整わなかった場合には受け入れということはできませんので、その契約がなった時点ではっきり受け入れということになるわけでございますが、しかし、現在のところ、事務的な関係では大体できるのではないかとこのように解釈をしておるわけでございます。またそのようにしなければならぬのではないかとこのように考えておるわけでございますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○教育長（森田 猛君） 地域体育館でございますけれども、我々といえども初めて地域体育館でございます。その利用につきましては、地域の方々が喜んでなるべく自由に使えるような方法を考えるべきだという考えを持っておるわけでございます。

したがしまして先ほど次長からも御説明したとおり、いわゆる地域の方々の御意見を聞き、あるいは、例えば何曜日、何曜日は何のスポーツだとかいうようなことを設定するなりいたしまして、なるべくならば役所的ではなくて気軽に利用できるような方法を現在検討中でございますので、その辺のところを御理解の上、御了承をお願いできればありがたいと、こう思うわけでございます。

○議長（森田治男君） 十二番遠藤洋一君。四回目ですから。

○十二番（遠藤洋一君） 四回目で要望にしますけれども、市長に要望しておきますことは、今さら要望してもしようがないのですが、これははっきりしましょう。つまり市民の大多数の皆さんは、大勢見たいと思っっているということ、が次までに本当かどうかということを確認しましょう。僕はそんなことはないと思いますよ。そこまで言ったのならできれば僕は市の責任でアンケートをとってほしいと思うのです。本当に大多数の皆さんが大勢見たいのかどうか。これは要望しておきます。次の議会で決着をつけましょう。それまでにアンケートをとってください。それで市民の一体どれだけの人が、あのうるさい騒音を楽しんだのかちょっと調べてほしいと思います。あれだけの騒音を我慢し

て楽しむという人は、僕はそうたくさんはいないだろうと確信はしています。

それからもう一つ、このことが大事ですけれども、保育園に関しては、整わない場合は受け入れないということは、やはりこれまでの経過からいっても重要なことだと思いますので、そこはぜひそのような形をお願いをしたいというふうに思っています。

それから、最後の教育長の体育館に関することは、僕は教育委員としての教育長さんに聞いたのは、つまり地域体育の振興というものに対する基本的な、もう少し理念の高いことが出てくるのかなと思って伺ったのですが、地域の方が喜んで自由に使っていただくようなものというのは、それはあらゆることからいえば基本であって、地域の人が喜ばない自由に使えないものだったらない方がいいわけです。それはそうだと。しかし、これから地域体育館をつくらなければならないという大きな目的を持っているときの基本的な思想の問題や理念の問題を聞いたのですが、聞く方がむだだったかもしれません。

それではこういうことだけ要望しておきたいと思います。どっちにしましても地域の体育館に関して、例えば地域体育館運営審議会のようなものをおつくりになる気があるのかどうかということ、考えてないと思うものですが、から僕はあえて質問はしなかったのですけれども、要望はしておきたいと思うのです。そのことで非常にいい運用が図れば、それから先の運用の問題というのはある程度解決をしていくような気がするのです。経過からいえば建物をつくることを決めてしまったと。しかし、今は自身はまだまだだという感じだと思うのです。であれば、ますます地域の方が気軽に利用できるような形で市民の意見の反映できるような運営審議会とか、そういった地域代表が運営の中に入るような形、実際には教育の一環ということになれば当然のように職員が指導をしなければいけませんけれども、それは具体的な現場の指導の問題ですから、実際の運営に關していえばそういうようなことが必要ではないかと思っていますので、そこも含めて要望して終わっていきたいと思います。

○議長（森田治男君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

なお、次回の本会議は、十二月十日午前十時から開きます。

本日は、これをもって延会いたします。御苦勞さまでした。

午後五時二十四分 延会

昭和六十一年第四回福生市議会定例会の招集について

昭和六十一年十二月二日付、福生市告示第五十四号（別紙参照）をもって、昭和六十一年第四回福生市議会定例会を招集したので通知します。

ておられる方は、それはそれでいいと思いますが、それからもう一つ、このことと関係づけられども、教育に關しては、整わない場合は受け入れないということ、やはりこれまでの経過からいって、それは無理なことだと思ひますので、そこはぜひそのような形でお願ひをしたいと思います。

それから、最後の教育委員の体育館に關することは、僕は教育委員としての教育長さんに聞いたのは、つまり地域体育の整備というものの對する基本的な、もう少し理念の高いことが出てくるのかなと思つて伺つたのですが、地域の人が喜んで自由に使つていただくようなものというのには、それはあらゆることをいへば基本であつて、地域の人が喜ばない自由に使えないものだったらない方がいいわけです。それはそうだと。しかし、これから地域体育館をつくるという大きな目的を掲げてゐるとき、基本的な思想の問題や理念の問題を聞いたのですが、聞く方がむづかしいかも知れません。

それではこういうことだけ要望しておきたいと思ひます。どつちにしても地域の体育館に關して、例えば地域体育館運営協議会のようなものをおつくりになる気があるのかどうなのかということ、考えてないと思ふものですが、協議はあつて質問はしなかつたのですけれども、要望はしておきたいと思ふのです。そのことで非常にいい運用が聞かれたら、それから先の運用の問題というのはある程度解決をしていくような気がするのです。経過からいへば建物をつくることを決めてしまつた、しかし、今は中身はまだまだだと思つたと思つたのです。であれば、まずまず地域の方が気軽に利用できるような形で市民の意見の反映できるような運営協議会とか、そういった地域代表が選出される、二十四代、五代会、実際には教育の二項ということになれば当然のように職員が指導をしなければいけません。本日は、これを決定して協議をいたします。船苦表を添へて、協議の運営に關していへばそういうようなことが必要ではないかと、大田の本会、十二月十日午前十時から開きます。また、いと思ひます。

○議長（森田治男） 船苦表がしつと願ひます。そして本日は、以上で、本日の会務は、以上で、閉会いたします。

(写)

福総庶発第二千五百六十八号

昭和六十一年十二月二日

福生市長 田 村 匡 雄 印

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

昭和六十一年第四回福生市議会定例会の招集について

昭和六十一年十二月二日付け、福生市告示第五十四号（別紙参照）をもつて、昭和六十一年第四回福生市議会定例会を招集したので通知します。

写

福生市告示第五十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和六十一年第四回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

昭和六十一年十二月二日

福生市長 田 村 匡 雄 印

一 期 日 昭和六十一年十二月九日
二 場 所 福生市議会議場

(写)

福総庶発第二千五百六十九号

昭和六十一年十二月二日

福生市長 田 村 匡 雄 印

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

議案の送付について

昭和六十一年第四回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

- 一 議案第八十一号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 二 議案第八十二号 福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例
- 三 議案第八十三号 福生市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 四 議案第八十四号 福生市駅前駐車施設の設置及び使用に関する条例の一部を改正する条例

条例

- 五 議案第八十五号 昭和六十一年度福生市一般会計補正予算(第七号)
- 六 議案第八十六号 昭和六十一年度福生市下水道事業会計補正予算(第三号)

七 議案第八十七号 昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算（第二号）

八 報告第五号 専決処分の承認を求めることについて（東京都市収益事業組合規約の一部を改正する規約）

老人保健制度等の改善に関する意見書

現在の長寿社会のもとで安心して医療を受けられ、健康で安らかな生活を送りたいという国民の願いは切実なものがある。

今国会において、医療費の大幅引き上げを柱とする老人保健法等の一部を改正する法律案が審議されているが、これは老人の医療費負担を増大させ、早期受診、早期治療を妨げ、ひいては病気の重症化による医療費の増加を招くものであり、今後のわが国の保健医療、福祉に大きな影響を及ぼすものである。

よつて、当市議会は政府に対し、かかる法律改正には慎重に対処されるとともに、老人保健制度、国民健康保険制度等の改善を行い、老人が健やかな生活を送れるという老人保健法の本来の目的を達成されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和六十一年十二月 九 日

福生市議会議長

森 田 治 男

内閣総理大臣
大蔵大臣 殿
厚生大臣

老人保健制度等の改善に関する意見書

現在の長寿社会のもとで安心して医療を受けられ、健康で安らかな生活を送りたいという国民の願いは切実なものがある。

今国会において、医療費の大幅引き上げを柱とする老人保健法等の一部を改正する法律案が審議されているが、これは老人の医療費負担を増大させ、早期受診、早期治療を妨げ、ひいては病気の重症化による医療費の増加を招くものであり、今後のわが国の保健医療、福祉に大きな影響を及ぼすものである。

よつて、当市議会は政府に対し、かかる法律改正には慎重に対処されとともに、老人保健制度、国民健康保険制度等の改善を行い、老人が健やかな生活を送れるという老人保健法の本来の目的を達成されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和六十一年十二月 九 日

福生市議会議長

森 田 治 男

内閣総理大臣

大蔵大臣

殿

厚生大臣

陳情第六十一一十一号

福生市田園地区隣接河川敷に自然公園の建設に関する陳情書